

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例の
あらまし

- 1 地方公営企業会計制度の見直しによるみなし償却制度の廃止に伴い、補助金等により取得した資産（みなし償却に係る資産）の滅失等により損失が生じたとき、資本剰余金をもって直接補填を行うための取扱いを定めていた条文を削除します。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。